

## 新ジョブ・カード制度の推進について

### 第1 定義

#### 1 ジョブ・カード

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正後の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の4第1項に基づき、平成30年厚生労働省告示第127号により規定された改正後の職務経歴等記録書の様式（別紙1）をいう。

なお、改正法施行前のジョブ・カードと区別する場合は、「新ジョブ・カード」と呼称する。

#### 2 新ジョブ・カード制度

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを、以下の「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度をいう。

##### (1) 生涯を通じたキャリア・プランニング

個人の履歴や、支援を通じた職業経歴の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」のツール

##### (2) 職業能力証明

免許・資格、教育（学習）・訓練歴、職務経歴、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を見える化した「職業能力証明」のツール

### 第2 職業能力開発促進法における規定

改正法による法の一部改正において、ジョブ・カードについて、国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、その様式を法令で定め、その普及に努めなければならない旨が規定されているところである。

これにより、当該様式を用いたジョブ・カードの作成及び普及促進に努め

ること。

なお、本通知の施行日の前日までに従前の様式を用いて既に作成されたジョブ・カードについては、本通知の施行日以降も引き続き活用することができるものとする。

### 第3 新ジョブ・カード制度推進基本計画に基づく普及

関係省を含む関係者から構成される「ジョブ・カード制度推進会議」において作成された別紙2の「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、平成27年10月1日より、ジョブ・カードの普及促進を図っている。

### 第4 ジョブ・カード作成支援を実施する者

労働者等の個人へのジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、当該成果のジョブ・カードへの記入、関係するジョブ・カードへの記入支援は、法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又は平成30年度まで厚生労働省等が実施していたジョブ・カード講習の受講等により登録された「ジョブ・カード作成アドバイザー」（学生に対して様式1-2を活用して作成を行う場合は教員、職業訓練の実施に伴い作成を行う場合は職業訓練指導員（※）も含む。）が行うことができるものとする。

※ 法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者及び同法第30条の2に該当する者に限る。

### 第5 キャリア・プラン作成補助シート

ジョブ・カードを活用したキャリア・プランの作成を容易にするものとして、「キャリア・プラン作成補助シート」を別途定める。

#### 附 則（平成二十七年九月三十日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成二十八年三月三十一日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成二十九年四月一日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成三十年四月一日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行後も、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、平成 30 年厚生労働省告示第 127 号による改正前の様式を利用しジョブ・カードを作成することができる。

附 則（平成三十一年四月一日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

